

令和6年11月2日（土）～4日（月）開催 桜井地区住所変更説明会 Q & A

番号	項目	ご質問	回答
1	安城市の手続き関係	児童クラブに住所変更の連絡をする必要があるか。	公立の児童クラブにつきましては、安城市で修正しますので、住所変更をご連絡いただく必要はございません。 なお、民間の児童クラブにつきましては、各クラブにご確認ください。
2	安城市の手続き関係	チェックリストでは、図書情報館利用者カードは免許証等により住所を確認するとあるが、1月14日以降郵送される証明書を使用してもよいか。	証明書を使用して住所を変更することができます。
3	安城市の手続き関係	令和7年度分の固定資産税の納税通知書は、新地番が記載されているのか。	固定資産税は、1月1日時点の状況で賦課されるため、令和7年度分については、これまでどおり仮換地の番号で賦課されます。 新地番が納税通知書に記載されるのは、令和8年度分の固定資産税からです。
4	安城市の手続き関係	介護保険証などの住所変更について、施設に入所していて手続きができない人などはどうしたらいいのか。	窓口で代理人の方（家族、施設職員など）が手続きを行う場合は、47番窓口（高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226）にお越しいただき、再交付の書類をご記入いただきます。その際は、被保険者証及び申請者の顔写真付きの身分が証明できるものをご持参ください。また、負担割合証等もお持ちでしたらご持参ください。 郵送で手続きを行う場合は、介護保険被保険者証等再交付申請書（安城市介護webからダウンロード可）をご記入のうえ、高齢福祉課介護給付係宛てに郵送ください。手続きが完了次第、住民票の住所に新しい被保険者証等を郵送します。その際、返信用封筒を同封しますので、古い被保険者証等を返送してください。

番号	項目	ご質問	回答
5	安城市の手続き関係	市民課以外の部署の手続きも桜井支所で対応してほしい。	大変申し訳ございませんが、人員確保の観点から、桜井支所で各部署の手続きを対応することは困難な状況です。 チェックリストにもあるように、市役所の手続きの多くは、直ちに変更する必要があるわけではございませんので、恐れ入りますが、市役所にお立ち寄りの際などにお手続きいただきますようお願いいたします。
6	安城市の手続き関係	以前おくやみ窓口を利用したことがあり、便利であったため、区画整理事業についても、同様に一括した窓口は作れないか。	大変申し訳ございませんが、人員確保の観点から、一括した窓口を設置することは困難な状況です。 チェックリストにもあるように、市役所の手続きの多くは、直ちに変更する必要があるわけではございませんので、恐れ入りますが、市役所にお立ち寄りの際などにお手続きいただきますようお願いいたします。
7	マイナンバー関係	マイナンバーカードを作成していないがどうなるのか。	令和7年1月10日より前に作成すると、換地処分後、住所変更が必要となります。令和7年1月14日以降に作成すると、住所変更は不要となりますので、事業完了後、速やかに作成することをお勧めします。
8	マイナンバー関係	マイナンバーカードについて、本人でなければ住所変更できないのか。	15才未満の方の場合は、親権者でも変更することができます。 15才以上であっても、同一世帯であれば、代表者の方に暗証番号をお示しいただければ、変更することができます。 なお、電子証明については、本人でなければ変更することはできません。
9	マイナンバー関係	マイナンバーカードについて、市で住所変更できないのか。	ご本人の意思確認が必要となるため、大変お手数をおかけいたしますが、お手続きいただきますようお願いいたします。
10	マイナンバー関係	マイナ保険証について、住所変更をしていなくても医療機関で使用することはできるのか。	安城市内の医療機関については、医師会を通じて住所変更がある旨をお知らせする予定ですが、最終的には各医療機関の判断となりますので、お手数をおかけいたしますが、各医療機関に直接ご確認いただきますようお願いいたします。

令和6年11月2日（土）～4日（月）開催 桜井地区住所変更説明会 Q & A

番号	項目	ご質問	回答
11	安城市以外の手続き関係	運転免許証について、安城警察署では予約制だと思うが、桜井地区の人が殺到する可能性があるため、速やかに手続きできるよう、警察にお願いしてほしい。	安城警察署に確認したところ、現在は予約制ではなく、平日の8：45～17：00で受け付けているとの回答をいただいています。
12	安城市以外の手続き関係	普通自動車の登録・125cc超のバイクの住所変更はどのようにすれば良いのか。	恐れ入りますが、車検証等の登録に関する不明点につきましては、愛知運輸支局の登録ヘルプデスク（050-5540-2047）へお問合せいただきますようお願いいたします。
13	安城市以外の手続き関係	車検証と軽自動車届出済証の住所変更手続きが有料となっているが、何を根拠にしているのか。また、罰則はあるのか。	恐れ入りますが、車検証等の登録に関する不明点につきましては、愛知運輸支局の登録ヘルプデスク（050-5540-2047）へお問合せいただきますようお願いいたします。
14	安城市以外の手続き関係	住所変更通知用はがきを関係機関に送付すれば、各機関で住所変更をしてもらえるのか。	住所変更通知用はがきは、ご自身の関係者等へ住所変更をお知らせするためのものです。チェックリストにある関係機関につきましては、お手数をおかけいたしますが、個別にお手続きいただきますようお願いします
15	税務署関係	住宅ローン控除について、新住所で再度税務署に申告する必要があるか。	税務署に確認したところ、再度申告する必要はないとの回答をいただいています。
16	税務署関係	令和7年からの税務署への確定申告は、新住所で行えばよいのか。	税務署に確認したところ、新住所で申告してよいとの回答をいただいています。
17	登記簿関係	現在相続手続き中であるが、相続人に対し登記事務停止解除の通知は送付されるか。	相続人の方にも送付する予定です。
18	登記簿関係	不動産登記簿の変更はどのように対応するのか。	所在や地積などが記載されている表題部については、安城市が変更手続きを行います。 一方、所有者等が記載されている権利部については、所有者等の住所は変更されませんので、各権利者様でご対応いただきますようお願いします。
19	登記簿関係	不動産登記簿の権利部の住所は変更しなければいけないか。	現時点では必要な時（売買や相続登記等）でかまいませんが、令和8年4月1日から義務化されますので、なるべく早めにお手続きいただきますようお願いします。

令和6年11月2日（土）～4日（月）開催 桜井地区住所変更説明会 Q & A

番号	項目	ご質問	回答
20	保留地関係	保留地を購入した際、清算金が発生する可能性があるというが、どうすればよいか。	保留地購入者の方には、令和7年1月下旬ごろに説明会の開催を予定しており、清算金についても、説明会の開催案内と併せてお知らせする予定です。
21	保留地関係	保留地の所有権移転に必要な登録免許税はどれくらいかかるのか。	土地ごとに金額が異なるため一概にはお答えすることができません。詳細につきましては、令和7年1月下旬ごろに開催予定の説明会にてご説明いたします。
22	その他	事業者土地を貸しているが、事業者に対し所在地変更のお知らせは届くのか。	11月～12月中に法人や個人事業主（以下「事業者」といいます。）の方に対し、所在地変更のお知らせを送付しました。 ただし、事業者の方につきましては、すべての対象者を確認できているわけではありません。お手数をおかけしますが、機会がありましたら、地権者様から事業者の方に対し、安城市に相談するようご連絡いただけると幸いです。
23	その他	アパートを所有しているが、住民には住所変更を通知しているか。また、管理会社に連絡した方がよいか。	施行地区内に住民票がある方については、住所変更のお知らせを送付しています。 また、安城市から管理会社には連絡しておりませんので、必要に応じ、地権者様からご連絡いただけますと幸いです。
24	その他	配送会社へも住所変更がある旨を連絡するのか。	大手配送会社で施行地区内を担当する営業所に対しては、住所変更がある旨をお知らせいたしました。
25	その他	町内会に変更されるのか。	各町内会に確認したところ、これまでどおりお付き合いいただいて問題ないとの回答をいただいています。
26	その他	小川町金政の地番が600から始まっているのはなぜか。	金政は既存の字名であり、新たに地番を設定する上で、使用していない地番設定が必要となることから、法務局との協議の結果、600以降の地番を使用することになりました。